（別紙１）

従業者向け　保育所等訪問支援評価表

○ 本評価表は、保育所等訪問支援事業所に従事する従業者の方に、事業所の自己評価していただくものです。
○「はい」又は「いいえ」のどちらかに〇を記入するとともに、従業者の視点で、「事業所が工夫していると思う点」や「改善が必要だと思われる点」などについて記入してください。

		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと思われる点など
環境・体制整備	1	訪問支援に使用する教具教材は適切であるか。	○		基本的に訪問先施設での様子を見た上で、口頭で環境調整・個別対応方法等の助言を行っている。利用者の状態に応じて直接支援を行いながら教具や姿勢保持のための教材を持参し支援を行っている。
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	○		訪問支援員に加えて、利用者をよく知る職員やリハ職員（作業療法士・言語聴覚士）が２名体制で訪問し、より適切な助言・視点から助言が行えるように工夫をしている。
業務改善	3	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	○		各事業（児発・放デイ）の振り返りの際に保育所等訪問時の共有を行っている。施設での共通点や異なる点について考察し、今後の統一した支援に繋げられるようにしている。また、記録を回覧することで短時間職員にも周知を行っている。
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		保護者向け評価表は携帯から気軽に回答できるように実施している。実施後は電話やアプリで次の課題の精査を保護者と行っている。またご意見を職員間で共有し、改善に繋げている。主に学校-事業所間のやりとりになるため、訪問時の様子や状況を具体的に伝え、保護者が理解しやすいような説明を行っていく必要がある。
	5	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか 。	○		訪問前に該当利用者の課題や保護者の要望を職員間で共有した上で訪問を実施している。実施後は訪問先施設との支援の統一や事業所内での支援に繋げている。
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	○		令和６年度に外部機関による第三者評価を実施し、業務改善につながるようにしている。
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	○		訪問のための専門職視点の研修に参加している。また法人で月に１回研修計画に沿って実施している。内部研修として記録の書き方や子どもの姿の捉え方などの研修を実施した。今後さらに事業所内研修を充実させるための取り組みを検討していく。
適切な支援の提供	8	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	○		契約時にアセスメントを行い、保護者・（可能であれば）本人のニーズの聞き取りを行っている。アセスメントに基づきに分析を行い、支援計画を作成をしている。
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか 。	○		保護者の意向や現場の意見を基に児発管が計画を作成している。更新の際には再度現場の様子を聞き取ったうえで、新たな支援目標を検討し作成をしている。
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	○		定期的に訪問をしている児童に関しては訪問時に担当者と振り返りを行っている。その中で課題について話し合いを行い、継続して行う支援目標を盛り込んでいる。また、計画作成のための会議を実施している。
	11	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか 。	○		計画を各利用者個人ファイルに保管し、職員間で計画の内容が周知できるようにしている。また、支援計画を中心に記録を行い支援の達成状況が分かるようにしている。
	12	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	○		訪問先施設の現場においては標準化されたアセスメントツールに加えて、対象児の状況に合わせた聞き取りを行っている（学習、対人関係、情緒面等）。
	13	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○		計画を各利用者個人ファイルに保管し、職員間で計画の内容が周知できるようにしている。また、支援計画を中心に記録を行い支援の達成状況が分かるようにしている。
	14	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	○		他事業（児発・放デイ）併用利用者に関しては保育所等訪問実施前の情報共有を行い、終了後は口頭や日誌で内容に共有を行い、現場の支援にも般化できるようにしている。

	15	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い､気付いた点等を共有しているか。	○		保育所等訪問終了後は口頭・日誌で共有や検討を行い、個人ファイルや業務日誌ファイルに記録を挟むことで支援する職員がいつでも見れるようにしている。
	16	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	○		事業所での様子や支援方法を伝えると共に、担当者と現場（保育所等）でどこまで対応が可能なのか話し合いを行い、無理なく継続して行える方法を提案している。
	17	毎回の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	○		訪問時の様子や環境に加えて、支援計画に沿って記録を行っている。課題点も併せて記録することで次回訪問時の改善点に繋げる。
	18	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	○		今年度から訪問先施設にも評価表を配布し、意向を聞いている。来年度以降、ご意見の反映や必要に応じて訪問の回数や頻度などについて適切な見直しを行っていく予定。
関係機関や保護者との連携	19	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	○		各事業（児発・放デイ）の児発管と訪問支援員・リハ職などが参加し、普段の様子と訪問時の様子を報告・共有している。
	20	地域の保健、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	○		必要に応じて地域の子育て支援センターや医療機関と連携を行っている。また、相談支援事業所のモニタリングに同席するなどして統一した支援ができるようにしている。
	21	就園・就学時の移行の際には、保育所等や学校との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	○		児発の利用者に関しては就園・就学時にサポートブックを作成し、得意な事や苦手な事、配慮が必要な点等を記載している。保護者に手渡しを行い、必要に応じて活用して頂くようにしている。
	22	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	○		基本的に医療機関や嘱託医との連携・助言依頼を行っている。また質の向上を図るため、他施設のリハビリの様子を見学に行き、統一した療育ができるようにしている。
	23	(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	○		通所事業所の連絡会に所属しており、管理者が会長として積極的に活動している。今後、必要に応じてネットワークを拡大していく。
	24	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	○		連絡帳アプリや月のお便りで個別療育・活動等の報告を行っている。お家や保育所等での困りごと等記入されていれば返答し、必要に応じて保育所等訪問の日程調整に繋げている。
	25	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。		○	行えていない。児童発達支援事業では行っているため、必要に応じて対象児に紹介や促しを行い多くの保護者に参加頂けるようにしていく。
保護者等への説明等	26	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	○		契約時に説明を行っている。随時相談があればその都度説明を行っている。
	27	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	○		保育所等訪問の必要性が見られた場合は事前に訪問先に連絡を行い、目的等を口頭で伝えている。今後、よりよい関係を築くために年度始めや初回訪問時に書類等を持参し説明を行うようにする予定。
	28	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか 。	○		保護者の意向や現場の意見を基に児発管が計画を作成している。更新の際には保護者の意向の聞き取りを再度行うとともに、現場での課題も併せて検討し、作成している。
	29	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	○		定期的に面談を行い、その際に計画の説明を行い同意を得ている。
	30	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	○		定期的な面談に加えて、直接送迎に来られる保護者に対しては日々の様子の困りごとや気になる点について助言や提案を行っている。必要に応じて来園してもらうなど話をしやすい環境を作っている。
	31	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。		○	行えていない。今後、対象児の年齢やニーズに合わせて放デイ・児発などと合同で行えるように検討していく。
	32	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	○		利用者や保護者から相談や申し入れがあった場合には面談や電話相談にて迅速に対応している。相談のある利用者については偏りがあるため、相談をしやすい雰囲気づくりや保護者との密なやり取りを心掛けていく。

	33	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。		○	それぞれの事業（児発・放デイ）ごとにお便りの発行を行っており、保育所等訪問事業単体では行っていない。事業の周知ができるように年度始め等に活動概要をお知らせすることを検討していく。
	34	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		個人ファイルの収納棚は施錠し、情報が外部に漏れる事のないように徹底している。また法人で作成している個人情報取り扱いマニュアルと遵守している。
	35	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	○		連絡帳アプリや電話等で情報伝達を行っている。必要に応じてお便りや文書を印刷することで見やすいように提供をしている。また、仕事の関係で昼間の時間帯に連絡が取りづらい保護者もいるため日程調整の負担を減らすため、相談支援のモニタリングに同席することで少ない回数で関係機関で情報共有できるようにしている。
訪問先施設への説明等	36	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	○		訪問見学後に個別で時間を取っていただいている。その際に現場で取り組みやすい支援方法を中心に助言・提案を行っている。
	37	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	○		事前打ち合わせ時に訪問時間とその後の振り返りの予定時間を打ち合わせしてから訪問している。
	38	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	○		訪問実施日に基本的に電話や連絡帳アプリのメッセージでその日の様子や提案の内容を伝えている。
	39	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		学校・園内で知り得た情報については必要な部分のみご家族と共有させていただく旨を説明し実施している。
	40	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	○		当園や訪問先施設での様子を共有し、双方の課題を検討したうえで相談に応じている。環境設定や特性に合った支援方法の助言を行っている。
非常時等の対応	41	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	○		防犯マニュアルはその性質上公開していない。その他のマニュアルについてはホームページ上に公開している。
	42	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	○		安全計画を作成している。また、法人全体で外部講師を招いて災害時の対策方法の研修を受けたり、法人内看護師によるAED研修も実施し、多くの職員が参加している。
	43	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	○		有事の際にはすぐに事故報告書やヒヤリハットの作成を行い、周知している。ヒヤリハットを作成することで予防に役立てることができているが事例集の作成には至っていない。その都度の改善・対応策を講じている。
	44	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	○		虐待防止研修がある時には積極的に研修に参加している。また法人内でも年に１度は虐待防止研修を行っており、短時間職員も含めた研修を実施している。身体拘束の３要件も確認しながら、利用者に応じた身体保護の対応等適切な支援を共有し実施している。職員の利用者への促し方や言葉かけが不適切だと感じられる場面が見受けられた時には職員同士指摘し合いながら支援を行っている。新人職員に対しては管理者が虐待防止研修を実施してから支援に携わる様にしている。
	45	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	○		障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引きを基本とし、一時的に保護を必要とする場合は、組織で決定し保護の方法等、個別支援計画に記載、保護者に説明し同意を頂いた上で、身体や生命、他児童の身体を守るうえで必要最低限の状況で行っている。また実際保護を行った場合は必ず保護者に報告するとともに、適切に記録を行っている。